

令和3年5月臨時会
商工建設常任委員会会議録
令和3年5月25日

場 所 第5委員会室

令和3年5月25日(火曜日)

議事課主任主事 牛ノ濱 晋也

午前10時31分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第2号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		濱砂守
委員		二見康之
委員		窪菌辰也
委員		来住一人
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山浩文
商工観光労働部次長	丸山裕太郎
企業立地推進局長	山下弘
観光経済交流局長	横山直樹
商工政策課長	児玉浩明
観光推進課長	飯塚実

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田辺幸信
---------	------

○日高委員長 それでは、ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、お忙しいところ、補正予算の御審議をいただきまして、感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第4波を受けまして、5月9日から県独自の緊急事態宣言を発令しており、県民、事業者の皆様方に大きな御負担をおかけしているところでございます。

今回、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に事業者支援分が創設されましたことを踏まえまして、緊急的に措置が必要な3つの事業につきまして、御審議をお願いしたいと考えております。

また、今月初めから宮崎市内の飲食店等に営業時間の短縮をお願いしておりますが、その飲食店等との取引事業者等に支給する、飲食関連事業者等支援金の予算を5月4日に専決処分しましたので、その御報告をさせていただきたいと考えております。

座って説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」でございますが、商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から補正前の額551億3,711万2,000円に補正額24億9,826万3,000円を増額しまして、補正後の額が576億3,537万5,000円となります。

次に、本日追加でお願いしております、議案第2号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」でございますが、一般会計歳出につきまして、表の左から補正前の額576億3,537万5,000円に補正額7,635万円を増額しまして、補正後の額が577億1,172万5,000円となります。

2ページには、課ごと、予算ごとの金額を掲載しております。

続きまして、資料6ページをお願いいたします。

報告承認事項、専決処分の承認についてでございます。

報告第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」でございますが、商工政策課の飲食関連事業者等緊急支援事業、1億3,020万2,000円を5月4日に専決処分したものでございます。

事業の内容につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○児玉商工政策課長 商工政策課です。商工政策課は、補正予算の議案が2つございまして、初めに、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」について御説明いたします。

お手元の令和3年度5月補正、歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、19ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計10億6,858万3,000円の増額補正をお願いするものです。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり、473億2,000円となります。

ページをめくっていただきまして、21ページをお開きください。

補正の内容であります(事項)小規模事業者対策費につきまして、説明欄の1、新規事業、県内事業者緊急支援事業をお願いするものです。

事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明をいたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

新規事業、県内事業者緊急支援事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、県独自の緊急事態宣言による行動要請に伴い、県内事業者は厳しい経営環境に置かれておりますことから、事業者の不安を軽減し、事業継続につなげるため、売上げの減少に直面する事業者に対し、県において支援金を支給するものであります。

2、事業の概要ですが、予算額は10億6,858万3,000円をお願いしております。

対象となる事業者は、(5)の①にありますように、緊急事態宣言期間における月の売上げが、前年または前々年の同月売上げと比較して50%以上減少している県内全業種の中小企業及び小規模事業者を対象としております。

なお、時短要請協力金を受給した飲食店等は、今回、支給対象外としております。

1事業者当たり10万円を支給するもので、事業者数は1万者と想定しております。

3の事業の効果ですが、特に厳しい経営環境に置かれた事業者を下支えすることにより、事業継続につなげることができるものと考えてお

ります。

続きまして、議案第2号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」について御説明いたします。

お手元の令和3年度5月補正、歳出予算説明資料、議案第2号の青いインデックス、商工政策課のところ、9ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計7,635万円の増額補正をお願いするものです。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり、473億7,635万2,000円となります。

ページをめくっていただきまして、11ページをお開きください。

補正の内容ですが、(事項)地場企業振興対策事業費につきまして、説明欄の1、飲食関連事業者等緊急支援事業の増額をお願いするものです。

事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

恐れ入りますが、常任委員会資料の5ページをお開きください。

今回、予算議案を提出しております、都城市及び三股町の飲食店等への時短要請に伴い、増額をお願いしている飲食関連事業者等緊急支援事業であります。

この事業は飲食店等に対し、営業時間の短縮要請を行ったことに伴い、大きな影響を受ける飲食関連事業者等の事業継続を図るため、県において支援金を支給するものであります。

資料にありませんが、これまでにまず4月臨時会において、日向市の飲食店等への時短要請に伴う3,449万3,000円の補正予算を議決いただきました。

また、資料の右側の6ページであります、今回、報告承認事項として上げさせていただいております、宮崎市内の飲食店等への時短要請に係る飲食関連事業者等緊急支援事業の専決処分を5月4日に行っております。

予算額であります、1枚資料をおめくりいただきまして、7ページを御覧ください。

2の事業概要の予算額のとおり、1億3,020万2,000円を計上させていただいたところであり、事業者数は1,060社と見込んでおります。

資料の5ページにお戻りいただけますでしょうか。

今回、新たに5月21日からの営業時間短縮を都城市及び三股町の飲食店等へ要請を行いましたことから、今回、都城市及び三股町の飲食店等と取引のある関連事業者等を支援するため、増額補正をお願いするものであります。

1の目的・背景であります、5月21日から6月10日までの時短要請に伴う影響を大きく受けている飲食関連事業者等の事業継続を図るため、県において支援金を支給するものであります。

2の事業概要ですが、予算額は7,635万円、財源は全額国庫、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分を予定しております。

(5)の事業内容を御覧ください。

①の対象事業者ですが、営業時間の短縮要請に協力し、協力金を受給した都城市または三股町の飲食店等と取引がある事業者、そして都城市または三股町内で営業するタクシー及び代行運転事業者で、本年5月、6月の売上げが前年または前々年の同月と比較して50%以上減少している場合に、②の支給額のとおり、1事業者当たり月額10万円を支給するものであります。

ここで月額としておりますのは、5月は都城市、三股町だけでなく、宮崎市にも営業時間短縮が出ておりますけれども、例えば、一つの事業者がそれぞれの市と町、両方の飲食店とお取引されている場合もありますので、この場合においては、両地域に取引がまたがっておりますけれども、その事業者さんの5月、6月の売上高の減少について審査をいたしまして、1月当たり10万円支給するという趣旨であります。例えば、5月も6月も売上げが50%以上減少しておれば、20万円を支給するということになります。

なお、事業者数は622社ほどと見込んでおります。

3の事業の効果であります。特に厳しい環境に置かれた飲食関連事業者等を下支えすることにより、事業継続を図ってまいりたいと考えております。

商工政策課の説明は以上です。

○飯塚観光推進課長 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和3年度5月補正、歳出予算説明資料、23ページをお開きください。

一般会計で、14億2,968万円の補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目、上から2段目のとおり、60億1,597万9,000円となります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

25ページをお開きください。

補正の内容ですが、(事項)観光交流基盤整備費の説明欄の1、新規事業、宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業、14億2,968万円であります。

詳細は、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、お手元の常任委員会資料、4ページをお開きください。

宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、宿泊事業者に対して、国の地域観光事業支援(感染拡大防止策等支援)や新型コロナ臨時交付金を活用して、県内のホテル・旅館等における感染症対策に資する物品の購入や前向き投資に要する経費を支援するものです。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は14億2,968万円、財源は全額国費です。

事業期間は令和3年度、事業主体は公益財団法人宮崎県観光協会でありまして、同協会の補助事業として実施いたします。

事業内容のうち、①の対象事業者であります。県内のホテル・旅館等を所有する宿泊事業者となっております。②の対象経費であります。以下2つの経費が対象となります。

1つ目が、感染症対策に資する物品の購入等に要する経費でありまして、感染予防ガイドライン等に対応するために必要な設備、機器、必需品の導入等に要する経費などが該当いたします。

2つ目が、前向き投資に要する経費でありまして、ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入等に要する経費、MICEにおけるオンライン会議の開催環境整備費用などが該当いたします。

なお、下の米印にありますとおり、全国の宿泊業界の団体が策定しました、宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドラインの策定日でありまして、令和2年5月14日以降に宿泊事業者が支出した費用につきましては、既に支払済みの費用につきましても補助対象としており

ます。

③の補助率は4分の3、④の補助上限額は、客室定員数に応じて段階的に設定しており、最大750万円となっております。

3の事業効果であります。県内のホテル・旅館等における感染症対策に資する物品の購入や前向き投資に要する経費を支援することにより、宿泊事業者の事業継続に資するとともに、安全・安心な受入体制の整備を推進してまいります。

説明は以上です。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆さんから質疑はございませんでしょうか。

○来住委員 じゃあ、二、三、お尋ねします。

県内事業者緊急支援事業でも、それから、もう既に専決処分した宮崎市の関係もそうですけれども、いわゆる対象者として、この前年または前々年の同月比で50%の売上げが落ちたという方々が一つの条件になるんですが、50%以上減少してしまうと、実際にはもうやっていけないというのをかなりたくさん聞くんですね。そういう点で、まず50%という——難しいところだと思います。どこに線を引くかというのが非常に難しい。しかも業種によっても、その規模によっても違うんだろうと思うんですよ。

50%売上げが落ちると、純利益が50%落ちるかといったら、それ以上に落ちる可能性も当然ありますよね。30%落ちようが50%落ちようが、家賃などの固定費はそんなに変わらないわけですから、売上げがたくさん落ちるということは、仕入れが少なかったということはあるんですけども。

そういう点で、この50%という線を引いた一

つの根拠をお話ししていただきたいと思います。

○児玉商工政策課長 来住委員がおっしゃいましたように、線引きをどこにするのかということについては、我々も非常に悩んだところでございます。

まず、50%の根拠はなにかということにつきましては、国において、まん延防止等重点措置地域に指定されている地域においては、時短要請等に伴う支援で、事業者支援金というものがあったりしますが、まん延防止等重点措置地域については、事業者の支援で、月次支援金というものがございまして、それが50%というところがありましたので、そこを参考にさせていただいたところであります。

現実的にいいますと、我々もこの事業を組み立てるに当たりまして、商工会議所とか、商工会とか、それぞれの地域の声を聞いていらっしゃる窓口でどんな状況か、どんな支援が必要かというのは、実は聞き取り等を行ったところでありまして、やはりそこでは20%、30%なりの部分から支援したいというような声も実際、我々、伺いました。

ただ、私どももその事業実施するに当たりまして、本当に心苦しいんですけども、今回については50%というところで、線を引かせていただいたところであります。

○来住委員 50%じゃなくて30%落ち込んだところにも補助しようということになると、今までしたところと不均衡が起こったりしますので、そういう点で非常に難しい点があると思います。もう一つ、例えば30%売上げが落ち込んだという事業者にも補助しようということになると、予算がどれほど増えるのかなと思ったりするんですが、それは試算されたことはないでしょうか。

○**児玉商工政策課長** 詳細な積算まではしていないというのが実状でございます。

この事業者さんの算定に当たりましてはなかなか難しいところがありまして、そのような中で、どこかで線を引かないといけないと。言われるように20%、30%というところで線を引くべきだという御意見もあれば、そうじゃない御意見もある。そして、これまでの県の支援というのが、実は、去年の小規模事業者に対する支援のときは、75%以上減少という、かなり厳しいところをお示しさせていただきました。

それによって、一定の支援はさせていただいたところなんですけど、その後、国において月次支援金という考え方が出てきて、そこで50%以上減少というものが示されたものですから、私どもとしては、大変申し訳ないんですけど、50%以上というところで計算をさせていただいたところでございます。

○**来住委員** 例えば30%とか40%というふうになるべくハードルを下げしてほしいということを改めてお願いしておきたいのが一つ。もう一つ、この事業になると思うんですけど、都城市にお住まいの方で、隣の鹿児島県曾於市で飲食店をされているという人たちがいらっしゃるんですよ。多分、延岡市辺りもそういうことが起こると思うんですけども、そういう方々はこれには入るんでしょうか。

曾於市で居酒屋しているんですけども、結局、自分のところは曾於市のほうからも何もない、都城市からも何もないと。国のやつは当然頂いたと思うんですけども、自治体のやつが全然ないと、自分たちはどうすればいいんかというお話があったものですから、この県内事業者緊急支援事業の10万円については、仮に50%以上の売上げが落ち込んでいけば、対象になるのか

と思うんですが、教えてください。

○**児玉商工政策課長** このいろんな支援の受付や最初の受付審査を商工会とか、商工会議所等をお願いしているんですけども、その考え方としまして、その確定申告されている地域を所管している商工会とか商工会議所にお出してくださいということにしておりますので、その事業者が県内において申告をしていただいているという状況でありましたら、本県で支援の対象とさせていただくということになるかと思いません。

○**来住委員** 確認ですけど、都城市に居住をされている、住民票はもちろんあるが鹿児島県で事業をされていて、ちゃんと確定申告を当然されていると思うんですけども、都城市の税務署に確定申告されているんだしたら50%以上の売上げが落ち込んでいると、この10万円については対象になると理解していいんですか。

○**児玉商工政策課長** 確定申告を都城市でしていただければ、都城市商工会議所で受付をさせていただくという形になります。

○**坂口委員** 4ページのこの観光の事業ですけども、3番目、事業の効果のところの感染症対策に資する物品と前向き投資に要する経費が対象となっているんですけども、これについてはそのゾーンがなかなか難しいと思うんですよ。

これは例えば、マニュアルか何かに対象となる、ならないというのが列挙されているのでしょうか。観光協会判断ってなりますから、先ほどの商工会もそうですけれども、やっぱり後の会計検査なんかには耐え得るようなことをやっとなないと。

○**飯塚観光推進課長** 対象事業費につきましては、国が示した交付要綱のほうに書いておりま

して、そこに、具体的に消毒液とかまでは書いてないんですが、感染症ガイドラインに対応するために必要な設備、機器、必需品の導入に要する経費とまでしか、国としては示しておりません。

委員御指摘のとおり、何でもかんでもというのは、今後のことを心配しますので、申請があった段階で対象になるかどうかをきちんとチェックして、お示ししたいと思っています。

○坂口委員 できれば個別列挙主義が一番いいと思うんですけども、ぜひ、そこんところをしっかりと、後で何か問題にならないようにしてください。

なぜかという、こういった団体を通しての事業というのは、物すごくスピードが速いと思います。だから、この体制というものを今後ともやっていきたいけれども、問題があるから駄目だよって、行政が直接やりなさいなんていう逆戻りをしないためにも、しっかりとできたよっていう、問題もなかったよというように万全を期すためにも、何らかそこらを整理してあげるといいかなって気がしております。またこれ、今後検討でもしていただいて。

○飯塚観光推進課長 しっかりとやらせていただきたいと思います。

○二見委員 確認なんですけれども、先ほども御説明頂いたんですが、今回、都城市の飲食関連事業者につきましては、5月、6月の2か月、それぞれで前年、前々年比と比べて50%以下で支給されるということだったんですけども、宮崎市は1か月ということ、要するに、県が緊急事態宣言を出している期間だからということの認識でいいんですかね。

というのも、宮崎市の場合は31日までに延長しましたよね。今後どうなるのか、今週末ぐら

いには分かるんだろうと思いますけれども、やっぱり県民感情を考えたときにですね、都城市は最初から6月までになっているから、こうやって事業を組むことができたとか、後から言われる可能性もありますよね。そこら辺のところもあったものだから、一応確認として聞いておきたいなと思ったんですが。

○児玉商工政策課長 今回の飲食関連事業者の取引事業者支援の組立てに当たりまして、参考にしておりますのが、国のまん延防止等重点措置地域で支給される月次支援金でございます。

月次支援金については、それぞれの月ごとの売上げで判断をするということになっておりますので、確かに今回、都城市、三股町については、5月と6月にまたがりまして、5月分の売上げについて見ますし、また6月分の売上げについて見るという形になっております。

事業者によって、状況はかなり異なるかとは思いますが、期間がまたがりまして、ここをどうするかということ考えたんですけども、その点については、国の月次支援金の考え方を参考にさせていただいたところでありませう。

○二見委員 仕方がないのかなというところもあるんですけども、今回初めてのことで、コロナ禍の中で、先ほどあった75%という、非常に高いハードルを越えた事業者もかなりたくさんありましたよね。

今年、いろいろ話を聞いていると、昨年よりか悪いところがあるところがあるところ、少なくとも前年に対して50%いかななくても、前々年比としては50%いくところがあるところがあるんだと思いますよね。

こういったときに、その期間が5月いっぱいだった、これが1日でも延びていけばというよ

うなことになってしまうと、今のやっぱり苦しい時期での県民感情というのがあるので、そこら辺に対しても、ちゃんと説明できるように対応していかないといけないだろうなと思ってたところでした。

○太田副委員長 4点ほど質問させていただきます。

事業主体というところで見たときに、3ページのこの事業では、事業主体は県となっております。実際、この下の図を見ると、商工会議所等が代行するという感じですよ。ここには委託料なりが働くのかなと思うんですけども、そういうふうに見ていくと、4ページは、事業主体は公益財団法人観光協会となっておりますね。だから、ここに一つの委託料みたいなものというか、そういう形で預けられるのかなと思います。

5ページは事業主体は県で、この図を見ると、県がそういった事務を全部やってしまうというようなイメージですよ。最後の7ページもそのように見えるわけですが、例えば、この事業主体というのが観光協会であったり、3ページでは県が主体となるが、実際、事務を代行してくださるのは商工会議所とか、ちょっと違いもありますけれども、3ページで見た場合に、商工会議所辺りとか、コールセンターに予算的にはどのくらいつけておられるのか。そして実際、支援金が支給されるのをどのくらいで見ているのか、3ページだけで教えてください。

○児玉商工政策課長 まず、この実施主体については、県が事業を組み立てまして、そして県のほうでお金を支払いをしておりますというところで、実施主体は県としております。

商工会と商工会議所とは、その書類の受付審査について御協力頂いて、そこに係る経費につ

いては、当然、その分の支払いをさせていただいております。

それで、それは県内事業者緊急支援事業も、この5ページの飲食関連事業者等緊急支援事業、それと宮崎市分の7ページの分も同様でございます。そのようなスキームの中でやっております。3ページの県内事業者緊急支援事業については、コールセンターを設置する考えでございます。金額的にいうと1,790万円ぐらいかなと思っているんですけども、ここら辺については、公募いたしまして、コンペで決めていきます。そのため、金額は若干変わるかなと思います。

あと、商工会議所とか、商工会連合会に事務の受付の審査とか、そういったものを行っていただきますので、その分で4,000万円ほど見ておるところでございます。

○太田副委員長 3ページでいうと、4,000万円とか1,790万円というのがありますが、これは事業規模に応じて、ある程度モデル的な割合が示されているのか、それとも実際もきちっとこういう形になりますよということなのか。その辺はどういうふうにされているんですか。

○児玉商工政策課長 それぞれの経費について、これまで我々も飲食関連事業者の支援の関係で、何度かこういった方法での経験を積んでまいりました。その経験を踏まえまして、例えば、コールセンターの関係で申し上げますと、大体最初の頃が電話のお問合せ等もたくさんございますので、回線を多く引いて、オペレーターとして配置していただく人員を多くつけます。それが1か月目はかなり多いですが、2か月目については、それが若干落ち着いていく、3か月目にかかると、そこはまたさらに減っていくというような形で、コールセンターに発注するとき

に条件をお示ししまして、そこで帰ってきた金額で契約することになります。これまでのコールセンターの委託の関係で大体私どもも勉強してきましたので、その金額で積算をしているということでございます。

○太田副委員長 本当に県民みんなで支えていく制度ですから、いろんな方が苦勞されながら、それなりの報酬は当然、しかるべきだろうと思っておりますので、一応聞かせていただきました。

それと、この3ページでいえば、対象とする事業者が1万者ほどあると言われましたが、これは1万者全てが50%以下ということではなくて、全体としては1万者の中の幾らかが50%以下になるだろうという意味ですよね。一応確認です。

○児玉商工政策課長 副委員長が今おっしゃったとおりでございます。県内の事業者の数が5万数千者ございまして、そのうち幾らぐらいが50%以上売上げが減少するかというところで、今年の1月に商工会議所と商工会が合同でアンケート調査を実施しております。そこで出た割合が大体17.7%だったと思っておりますけれども、その数字を掛け合わせまして、大体九千何百社になります。

正直言うと、先ほど議論の中でございましたけれども、結局、昨年、コロナでかなり影響が既に出てて、今年また第4波の中で、単純にはいかないだろうというところがありまして、それでももう少し数も多いのではないかとということで、1万者ほどを見込ませていただいたところです。1万者に10万円ということで、10億円という予算規模で今回お願いしているところでございます。

○太田副委員長 それと、以前もあったことですが、商工会議所等が受付する場合に、インタ

ーネット関係での申請で、インターネットを扱ってなくてというような苦情もいろいろ業者から聞いたりしたものですから、今回はもう大分慣れてきたのかなと思っておりますが、その辺の対応は今回しなくてもいい状況でしょうか。

○児玉商工政策課長 この手続の関係が、国においてはインターネット等で必ずやられたりとかしているところなんです、県においては、インターネットでの受付というのは、小さな事業者におかれましては、厳しいというところもありますので、基本、郵送と実際に書類を商工会とか商工会議所に受付に取りに来ていただいたりとか、あとコールセンターを置きますんで、コールセンターにお問合せ頂ければ、コールセンターから郵送で事業者申請書類をお送りします。

あとは、その事業者において、基本的には商工会とか商工会議所に申請書類を送っていただくという形になるのかなと考えております。インターネットを通じてということではなく、書類を実際に郵送等で提出していただいて、申請を頂くという形になります。

○太田副委員長 最後になりますが、3ページのこの事業の1事業者当たり10万円というのと、5ページと7ページの関連業者、これは月10万円ですけれども、これは読んでみると両方頂けるということが可能ということで見ていいですかね。

○児玉商工政策課長 条件に見合えば、両方受給することができるということになります。

○来住委員 3ページのコールセンターはおおよそいつ頃から受付ができるんでしょう。

○児玉商工政策課長 実は、この県内事業者緊急支援事業を実施するに当たりまして、コールセンターに委託する際には、いろいろお問合せ

が来ますので、質問に対するお答えとかもかなり準備しないとイケないという形になります。

これまでにいろんな支援をさせていただいているんですが、その支援をする準備に大体1か月から1か月半程度かかっております。今回、議決いただけましたらその準備に入りまして、なるべく早くコールセンターを設置したいと考えておりますが、コールセンターを設置するまでの間においては、我々商工政策課でお問合せの電話番号をホームページ等に公表させていただいて、お電話をいただいたら、そこらについて御説明と対応等させていただこうと考えております。

○日高委員長 関連で、そのほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午後0時58分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に賛否も含め、御意見をお願いしたいと思います。

皆さんから、何かございますでしょうか。

○窪菌委員 受付はコールセンターに案内してもらってするんだけど、受付や申請の仕方にやっぱりみんな戸惑っている感じがあるみたいですから、うまい具合に申請ができるようにしていただくとありがたいなと思っております。

○日高委員長 承知いたしました。

それでは、採決を行います。

採決につきまして、議案ごとがよろしいでしょうか。それとも一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号、第2号及び報告第1号につきまして、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告、項目及び内容につきまして、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任頂くことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほかで何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって、委員会を終了いたします。

午後1時1分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 日 高 陽 一